

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.010

処 分 名	景観重要樹木の管理に関する命令
処 分 の 概 要	市長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は条例の規定に従って適切に管理されていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じることができます。
根拠法令等・条項	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 34 条 春日部市景観条例（平成 24 年条例第 40 号）第 34 条 春日部市景観条例施行規則(平成 24 年規則第 72 号)第 22 条
処 分 基 準	法令及び条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日設定
備 考	

■景観法

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

■春日部市景観条例

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第34条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じてせん定又は下草刈りを行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

■春日部市景観条例施行規則

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第22条 条例第34条第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。